

別冊4

社会福祉法人 三重県厚生事業団 及び 三重県いなば園
に 対 す る 特 別 監 査 実 施 報 告 書

当報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに
配慮した取扱いをお願いします。

令和6年7月

三 重 県

目 次

	頁
1 特別監査の概要	
(1) 事案の概要	1
(2) 特別監査に至った経緯	1
(3) 特別監査対象の概要	2
(4) 特別監査の実施日及び場所	2
(5) 根拠規定	2
(6) 監査の目的	3
(7) 監査の内容	3
(8) 監査職員	3
(9) 監査の手法	3
2 特別監査で確認した事項	
(1) 適切性や配慮を欠くと認められた事案	4
(2) 法人及び施設運営上の諸課題	5
3 特別監査の指摘内容	
(1) 施設に関すること	8
(2) 法人に関すること	9
4 改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画(改訂版)」の 提出期限	10
5 改善結果報告等の確認	10

1 特別監査の概要

(1) 事案の概要

社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「法人」という。）が運営する三重県いなば園（以下「施設」という。）では、令和3年9月に施設の くすのき寮において、施設職員（以下「職員」という。）による入所児童への心理的虐待事案及び施設の運営管理を怠り当該心理的虐待を放置した施設長（以下「園長」という。）のネグレクト（放棄・放置）が発生した。このため法人は令和4年3月に、「三重県いなば園虐待防止改善計画」を定め、計画期間を令和4年度からの二か年として、虐待の再発防止に向けての取組を進めていた。

こうしたところ、法人が当該改善計画に基づく取組を進める最中の令和5年8月に、施設の かしのき寮 で入所者に対する身体的虐待事案が、続いて同年11月には、施設の くすのき寮 において入所児童に対する身体的虐待事案（以下「令和5年11月虐待事案」という。）が相次いで発生した。

このように短期間で虐待事案が続発する背景として、職員による障がい福祉実践や施設の運営、法人のガバナンス等に課題がある可能性が認められたことから、三重県（以下「県」という。）は関係法に基づき、施設及び施設を運営する法人に対して特別監査を実施した。

(2) 特別監査に至った経緯

ア 事案等の経緯

令和3年9月 施設の くすのき寮 において入所児童への心理的虐待事案及び施設の運営管理を怠り心理的虐待を放置した園長のネグレクト（放棄・放置）が発生

令和4年1月 法人が再発防止に向けた改善策を「虐待再発防止策」として取りまとめ県に報告

令和4年3月 法人が、計画期間を令和4年度からの二か年とする「三重県いなば園虐待防止改善計画」を策定

令和5年8月 施設の かしのき寮 で入所者への身体的虐待事案が発生

令和5年11月 施設の くすのき寮 で入所児童への身体的虐待事案が発生

同年 同月 法人が、「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」を策定

イ 県の対応

特別監査は、令和5年12月19日に第1回目の施設への実地監査を行い、以降令和6年2月19日までに計14回の実地監査（職員に対する聴取等）を実施した。その後、同年3月7日に法人での実地監査（理事長等に対する聴取等）を行うとともに、この間、施設及び法人に対して提出を求めた書面等について、机上の監査を実施した。

(3) 特別監査対象の概要

ア 特別監査対象法人

社会福祉法人三重県厚生事業団（三重県津市一身田大古曾 670 番地2）

理事長 井戸畠 真之

イ 特別監査対象施設

三重県いなば園（三重県津市稻葉町 3989 番地）

園長 青木 徹（令和6年3月まで）、鈴木 真（令和6年4月から）

① 障害児入所施設「三重県いなば園くすのき寮」（定員 30 名、現員 28 名）

② 障害児通所支援事業所「三重県いなば園多機能事業所プリズム」

（定員 10 人（1 日）、現員計 48 人）

③ 障害者支援施設「三重県いなば園すぎのき寮」（定員 40 名、現員 37 名）

④ 障害者支援施設「三重県いなば園かしのき寮」（定員 40 名、現員 39 名）

⑤ 障害者支援施設「三重県いなば園もみのき寮」（定員 40 名、現員 37 名）

⑥ 障害福祉サービス事業所「スマイルいなば」

（短期入所：定員 10 名、生活介護：定員 20 名）

⑦ 障害福祉サービス事業所「工房いなば」

（生活介護：定員 11 名、現員 10 名、就労継続支援B型：定員 20 名、現員 16 名）

⑧ 障害福祉サービス事業所「ドリームハウス」（共同生活援助）

（定員計 23 名、現員計 20 名）

※現員の状況は、②は令和6年3月31日現在、その他は令和5年12月1日現在

(4) 特別監査の実施日及び場所

ア 施設に対する監査（計 14 回）

令和5年12月19日（火）から令和6年2月19日（月）まで

いずれも、施設において実地にて実施。

イ 法人に対する監査（計 1 回）

令和6年3月7日（木）

法人本部において実地にて実施。

(5) 根拠規定

ア 法人（1（3）ア）に対する監査

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項

イ 施設（1（3）イの①から⑧まで）に対する監査

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 15 第 1 項及び第 46 条第 1 項

（1（3）イ①）、児童福祉法第 21 条の 5 の 22 第 1 項（1（3）イ②）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下

「障害者総合支援法」という。）第 48 条第 3 項（1（3）イの③から⑤まで）及び障

害者総合支援法第48条第1項（1(3)イの⑥から⑧まで）

（6）監査の目的

施設において短期間に虐待事案が続いたことを踏まえ、「三重県いなば園虐待防止改善計画」の取組状況や施設を運営するうえでの課題について確認するとともに、法人の施設に対するガバナンス等に問題はないかなどについて監査を行う。

また、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のための体制が十分に機能しているか、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスが提供されているか、虐待疑いにあたる支援行為はなかったか、適切性や配慮を欠くと認められる支援等はなかったかについて確認するとともに、その他事項について監査を行う。

その結果、施設や法人に是正を要する事項が認められたときは、指導等を行い運営の改善を求ることで、利用者の尊厳が守られ、適正な水準のサービス活動が確保されるとともに、より良い支援の充実につながることを期する。

（7）監査の内容

監査対象期間を概ね令和3年9月以降として、職員の利用者に対する支援の実践に際して、施設利用者の尊厳は損なわれていないか、その人権が擁護され、利用者の人格やその意思は尊重されているか、虐待が疑われる事案や、適切性や配慮を欠くと認められる支援はないかを確認するとともに、施設及び法人の運営状況やその課題、その他事項について監査を行った。

（8）監査職員

ア 県子ども・福祉部 障がい福祉課

課長 池田 和也 他

イ 県子ども・福祉部 福祉監査課

課長 脇田 委子、（監査主任）専門監 奥村 勝己（令和6年3月まで）、
鈴木 卓（令和6年4月から）他

（9）監査の手法

理事長、業務執行理事1名及び法人本部職員1名並びに施設の職員（利用者に対して直接処遇を行う職員を主体とし、園長等の監督的地位にある者を含む。）135名に対する聴取調査、法人及び施設において保有している書面等の確認、閲覧等。

2 特別監査で確認した事項

(1) 適切性や配慮を欠くと認められた事案

施設における職員の支援行為等について確認を行ったところ、以下のとおり、適切性や配慮を欠くと認められた事案が、障がい者に対して 11 件、障がい児に対して 2 件、それぞれ確認された。

なお、今回の特別監査では、施設でこれまで認定された 3 件の虐待事案以外に、新たな虐待事案は認められなかった。

ア 障がい者に関する事項 11 件

- ① 施設においては利用者に対しては「さん」付けで呼ぶことが基本であるにもかかわらず、施設内の寮等全般にわたって、利用者の名に「ちゃん」を付けで呼ぶことがあった。
- ② 三重県いなば園もみのき寮において、職員が利用者に対して、当該利用者の意向を確認することなく、利用者の名（姓名の名）を直接呼び捨てにする行為があった。
- ③ 三重県いなば園すぎのき寮において、職員が特定の利用者に対して、当該利用者の意向を確認することなく、利用者の名（姓名の名）を直接呼び捨てにする行為があった。
- ④ 三重県いなば園もみのき寮において、複数の職員が利用者に対して「ちょっと、おいで、おいで」などと言ったり、利用者のした行為が他害行為等特に危険なものではないにもかかわらず、当該行為をやめさせようとして、利用者に近付くことなく遠方から「やめとけ」と言うなどの声掛けがあった。
- ⑤ 令和 5 年 4 月、三重県いなば園かしのき寮において、特定の利用者がコップの内容物を撒き散らすことがあったため、職員が当該利用者の居室で、椅子に座らせたまま手を後ろに回すよう指示したうえで、職員が持つコップで飲み物を飲ませるとの行為があった。
- ⑥ 令和 4 年度以降、三重県いなば園かしのき寮において、「おやつ、おやつ」と連呼する特定の利用者に対して、特定の職員が大きな声で「うるさい」と言うことがあった。
- ⑦ 三重県いなば園かしのき寮において、職員が利用者に関わるにあたり、支援行為を続ける中、徐々に高揚して必要以上に厳しい口調で「あかんやろ」などと発言することがあった。
- ⑧ 令和 4 年度以降、三重県いなば園すぎのき寮において、職員が利用者に対してスケジュールで急いでいるときに反射的に「(何々) せいや」などと厳しい口調で言ったり、利用者にこだわりの特性があるにもかかわらず「早くせい」などと言うことがあった。
- ⑨ 三重県いなば園すぎのき寮において、利用者が職員室外から何らかの訴えかけを行ったところ、職員室内にいた職員が当該利用者に近付くことなく、室内から「なに」と大声で返すとの対応があった。

- ⑩ 令和4年8月までの間、三重県いなば園すぎのき寮において、特定の利用者が乗車している車椅子を、邪魔であるとの理由で特定の職員が足で蹴るとの行為が複数回あった。
- ⑪ スマイルいなばにおいて、職員が特定の利用者について個別支援計画等に基づかない支援を行い、その結果当該利用者が不穏になるなどするとともに、「退所させてほしい」「入院させてほしい」などと、当該利用者が聞こえる状況で他の職員に対して発言した。

イ 障がい児に関する事例 2件

- ① 令和5年8月15日、三重県いなば園くすのき寮において、職員が、通学する学校が夏季休業期間中に帰宅しない特定の利用者に対して、事情があるため帰宅しないことは容易に推察し得るにもかかわらず、「夏休み、家に帰らんの」「いじめられたん」と言い、利用者が「いやべつに」と返したところ「かわいそうに」と言った。利用者は、このときの職員の言葉掛けを失礼であり腹が立ったと別の職員に述べている。
- ② 令和5年10月10日、三重県いなば園くすのき寮において、利用者の「いい子にしていたら、お母さんとは15日に会える」との問い合わせに対して、職員が「だれかに噛みついたりお部屋の時間を守らなかったりしたら、絶対に会えないよ」と答えた。また、同年10月11日に、職員が利用者に対して「お部屋で過ごすルールを守れなかったら、いつまでもお母さんに会えないよ」との言葉掛けがあった。さらに、同年10月26日にも「ルールを守れないと、いつまでもお母さんは来ないよ」と言った。このように複数回にわたって交換条件の提示を内容とする発言をした。

(2) 法人及び施設運営上の諸課題

2 (1) に記載の適切性や配慮を欠くと認められた事案及びこれまでに認定された3件の虐待事案からは、複数の職員により不特定の利用者に対して一定の期間継続して発生していた事案や、まわりに他の職員がいたもののサポートがなされていない事案も見受けられることから、一部の職員のみの問題ではなく、組織としても問題があると認められる。

法人及び施設では、令和4年度から計画期間を二か年とする「三重県いなば園虐待防止改善計画」に取り組んできたが、施設職員の中には当該計画の内容を知らないと回答する職員が一定数いることに加え、この間、虐待事案等が発生していたことから、当該計画での諸取組の効果は、職員による利用者に対する障がい福祉実践のすべての場面にまでは行き渡っていないかったと言うことができる。

① 利用者の人権を尊重したサービスの提供

施設はその運営にあたり、理念の一つとして「利用者一人ひとりの人権を最優先し、ライフステージに応じたサービスを提供します」としている。しかし、2（1）に記載の適切性や配慮を欠くと認められた事案が一定数確認されたことから、施設の職員と利用者との間における関係性の構築に課題が認められるとともに、その最優先されるべき利用者の尊厳が損なわれている状況が一部においてあったと認められる。施設が、利用者本位の障害福祉サービスを提供するためには、直接処遇にあたる職員はもとより、園長を含む施設の監督的地位にある者が、一層的確にその職責を果たすこと必要である。

② 個別支援計画に基づく支援

スマイルいなばにおいて、職員が利用者ごとに作成される個別支援計画等に基づかない、統一的でない支援行動をとることがあり、このことで利用者を不穏にさせたことが複数回認められた。

また、三重県いなば園くすのき寮において、令和5年11月虐待事案の発生時に、被虐待児童の個別支援計画が職員間において共有されていなかったとの状況が認められた。

③ 虐待や不適切な支援を防止するための職員の意識

職員に対する聴取調査において、虐待や不適切な支援についての認識を確認したところ、職員からは、虐待等について理解しているとの説明がある一方で、「職員によって『虐待』概念が異なる」、「虐待の基準がわからない」、「(令和5年11月虐待事案は、)今まで虐待ではなかった」などの発言もあり、その認識に相違が認められた。このことから、一部の職員において虐待や不適切な支援の認識は未だ十分ではないものと認められる。

また、支援に際して、応援が必要な場面で協力に消極的な職員がいたこと、職員同士が互いに注意や指摘をし合う環境が不足しているなど、より良い支援を施設全体として進めることができる体制は、未だ構築されていないものと認められる。

④ 障害者虐待防止法に基づく通報義務の理解

施設の職員において虐待の疑いがあると認識していた複数の事案（※）について、職員が、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく市町への通報を怠っている事例が認められた。

（※）前記「2 特別監査で確認した事項」（1）ア⑩及び⑪の事案

⑤ 利用者本位の支援を行うための業務の体制

施設には強度行動障がいといった障がい程度が重度の利用者が多く、このため施設や職員は、各利用者の障がい特性を踏まえ、その行動を注意深く観察するなどの手厚い支援が必要であるところ、職員が日課に追われ時間的に余裕がなく、利用者本位ではない施設本位・職員本位の支援になっているとの証言があった。また、職員からは支援業務に集中できるよう、事務業務等の省力化等を求める証言があった。施設においては、職員が分担していた清掃業務の一部外部委託化やＩＣＴの手法を用いての職員の事務業務の効率化等に既に取り組んでいるが、さらに直接処遇を行う職員が当該業務に注力できるよう、施設はさらなる取組が必要である。

職員からは、法人及び施設における職員の研修受講機会は充実している一方で、業務負荷から研修とそれ以外の業務との両立が難しいとの意見や、障がい特性に関する研修が不足している、利用者の高齢化に伴い介護技術に係る研修が必要との意見もあったことから、法人及び施設は研修のスリム化に加え、支援技術の向上につなげるため、その内容を精査することが課題として認められる。

なお、職員会議等の活性化やケースカンファレンスの手法のさらなる活用、アセスメントスキルの底上げ、事例検討の積み重ねやチーム支援体制の構築、部署間のコミュニケーションの活発化等の支援を深めるための改善の余地も認められた。

⑥ 職員の危機対応能力

職員は利用者による他害行為の対象になることがあるが、このことを原因とする労働災害事故が一定数発生していることから、すべての職員に対して危機回避のスキルに関する実践的な研修の機会を継続的に提供する必要がある。

⑦ 事務管理体制

令和5年9月に、施設の金庫内に保管していた利用者から徴収した布団等の汚損料に係る現金194,370円を紛失し、これを法人会計から支出するとの事案が確認されたことから、施設における事務管理体制上の課題が認められた。

3 特別監査の指摘内容

(1) 施設に関すること

ア 改善事項

① 施設では、支援等に際して適切性や配慮を欠くと認められた事案が障がい者に対して 11 件、障がい児に対して 2 件、それぞれ確認されたことから、施設はこれらの事案の再発防止を徹底するとともに、利用者の人権を尊重して、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努め、利用者が安全、安心で快適な生活を送れるよう、また利用者の家族等からの信頼が得られるよう、その運営に真摯に取り組むこと（2（2）①関連事項）。

（根拠法令等：三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 20 号。以下「指定障害児施設基準条例」という。）第 4 条第 2 項、三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 22 号。以下「指定障害者施設基準条例」という。）第 4 条第 2 項、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 21 号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 4 条第 2 項）

② 園長をはじめ施設の監督的地位にある者は、適切性や配慮を欠くと認められた事案の発生を防止できなかったこと、また、施設において利用者ごとに作成される個別支援計画等に基づかない統一的でない支援や、職員間で個別支援計画が共有されていなかった事案が確認されたことから、その是正や改善を図るため、的確にその職務を遂行すること（2（2）②関連事項）。

（根拠法令等：指定障害児施設基準条例第 4 条第 1 項、同条第 4 項及び第 22 条第 2 項、指定障害者施設基準条例第 4 条第 1 項、同条第 3 項及び第 26 条第 2 項、指定障害福祉サービス基準条例第 4 条第 1 項、同条第 3 項及び第 52 条第 1 項）

③ 施設では、適切性や配慮を欠くと認められた事案が発生していたことに加え、一部の職員の虐待や不適切な支援の認識は未だ十分ではないものと認められたことから、施設は「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等が示す虐待にあたり得る具体的な例を参考にしながら、その支援や声掛けが利用者に対して適切なものかどうか、常に職員どうしで振り返るなど職員の認識の統一を図ることで虐待や不適切な支援等を防止すること（2（2）③関連事項）。

（根拠法令等：指定障害児施設基準条例第 4 条第 4 項、指定障害者施設基準条例第 4 条第 3 項、指定障害福祉サービス基準条例第 4 条第 3 項）

④ 施設の職員において虐待の疑いがあると認識していた複数の事案について、障害者虐待防止法に基づく市町への通報を怠っている事例が認められたことから、施設は通報義務の徹底についてその是正を図ること（2（2）④関連事項）。

（根拠法令等：障害者虐待防止法第 16 条第 1 項）

イ 指導事項

- ① 施設では、一部取組中の事項もあるが、職員研修のスリム化及び支援技術の向上につながる内容の精査、日課の弾力化、職員の業務の見直しを通じて職員の負担感を軽減し、そのうえで職員会議等の活性化、ケースカンファレンスの手法のさらなる活用、アセスメントスキルの底上げ、事例検討の積み重ねやチーム支援体制の強化、部署間のコミュニケーションの活発化等について一層取り組むことで、施設本位・職員本位ではない利用者本位の支援の充実を図ること（2（2）⑤関連事項）。

（根拠法令等：指定障害児施設基準条例第4条第1項、三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第19号。以下「指定障害児通所基準条例」という。）第4条第1項、指定障害者施設基準条例第4条第1項、指定障害福祉サービス基準条例第4条第1項）

- ② 施設では、利用者による職員への他害行為により、労働災害事故が一定数発生している。これらの他害行為については環境調整など支援方法の検証を通じてその発生を未然に防止することが基本であるが、一方で利用者の突発的な行動に適切に対処する必要もあることから、施設は、すべての職員が危機回避スキルを身に付けることができる実践的な研修機会を継続的に提供するなど、職員の危機対応能力の向上をさらに進めること（2（2）⑥関連事項）。

（根拠法令等：指定障害児施設基準条例第4条第4項、指定障害児通所基準条例第4条第4項、指定障害者施設基準条例第4条第3項、指定障害福祉サービス基準条例第4条第3項）

（2）法人に関すること

ア 改善事項

- ① 法人は、施設において適切性や配慮を欠くと認められた事案が確認されたことから、施設運営に係る技術的助言を充実させるとともに、管理監督のための体制を強化すること（2（2）①関連事項）。

（根拠法令等：社会福祉法第3条及び第5条）

イ 指導事項

- ① 法人は、適切性や配慮を欠くと認められた事案及び施設運営上の諸課題について、園長をはじめ関係職員等において非違行為等が認められたときは、当該職員等に対して適正な措置を講じること（2（2）①から④まで及び⑦関連事項）。

（根拠法令等：社会福祉法第45条の16第1項）

- ② 施設の金庫内に保管していた利用者の現金を紛失した事案が発生していたことから、法人は施設に対して、現金事故の再発防止を徹底させること（2（2）⑦関連事項）。

（根拠法令等：社会福祉法第45条の16第1項）

4 改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」の提出期限
令和6年9月9日（月）

5 改善結果報告等の確認

提出される改善結果報告及び「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」の内容が適当かなどについて確認するとともに、その後の取組状況について実地で確認のための監査を行うことで、指摘事項の改善が確実に実行されているか、定期的に確認していく。